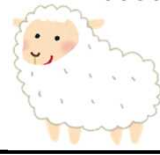


# 家畜衛生だより

From 中央家保 牛・めん山羊用



中央家畜保健衛生所・中央動物防疫協議会  
〒262-0011 千葉市花見川区三角町656  
Tel: 043-250-4141 (夜間・休日対応)  
Fax: 043-286-0090  
(公社)千葉県畜産協会

## 安全な飼料は安全な畜産物の源です！

安全な畜産物を安定的に生産するために、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（以下、飼料安全法）」に基づき、飼料や飼料添加物を正しく使用しましょう。

飼料の使用又は飼料添加物を含む飼料の使用が原因となって、「有害畜産物が生産されること」、「家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されること」を防止するため、飼料安全法に基づき、飼料や飼料添加物の基準・規格が定められています。

- ①抗菌性飼料添加物を添加した飼料は、給与できる家畜の種類、成育段階や添加して良い量がきめ細かく定められています。対象家畜や使用上の注意等の表示をよく確認して給与しましょう！
- ②反すう動物（牛・めん山羊）には、動物性たん白等を給与してはいけません。給与できる飼料や飼料原料は「A飼料」「反すう動物用飼料専用」又は「牛用飼料専用」等の表示がされています。牛やめん山羊にはこれらの表示がある飼料だけを給与しましょう。また、犬猫や鶏等の他の動物を飼育している場合は、その動物の飼料が混入しないように注意しましょう。
- ③飼料及び飼料添加物の製造（販売・加工含む）・輸入・販売を業とする場合は、飼料安全法に基づく届出※が必要です。飼料や飼料原料の調達先が必要な届出を行っているか、あらためて確認しましょう。

※例外として届出が不要な場合（以下1～3）もありますが、飼料安全法上の規制は受けま

1. 販売を目的としない製造業者（自家配合農家など）
2. 田において自ら生産した農産物を原料又は材料として飼料を製造する製造業者
3. 自ら生産した農産物を飼料として販売する販売業者

※本社が千葉県内に所在する飼料の製造・輸入・販売業者の各種届出先  
千葉県農林総合研究センター 検査業務課  
電話番号：043-291-1875

家畜の異常を感じたら千葉県中央家畜保健衛生所まで  
TEL. 043-250-4141 (夜間・休日転送) FAX. 043-286-0090

# 家畜衛生だより

From 中央家保 養豚用



中央家畜保健衛生所・中央動物防疫協議会  
〒262-0011 千葉市花見川区三角町656  
Tel:043-250-4141 (夜間・休日対応)  
Fax:043-286-0090  
(公社)千葉県畜産協会

## 安全な飼料は安全な畜産物の源です！

安全な畜産物を安定的に生産するために、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（以下、飼料安全法）」に基づき、飼料や飼料添加物を正しく使用しましょう。

- ①抗菌性飼料添加物を添加した飼料は、給与できる家畜の種類、成育段階や添加して良い量がきめ細かく定められています。対象家畜や使用上の注意等の表示をよく確認して給与しましょう！
- ②牛肉骨粉・血粉・血しょうたん白等が含まれるペットフードや肥料等は、家畜に給与できません。家畜の飼料に混入しないように注意しましょう！
- ③飼料及び飼料添加物の製造（販売・加工含む）・輸入・販売を業とする場合は、飼料安全法に基づく届出が必要です。飼料や飼料原料の調達先が必要な届出を行っているか、あらためて確認しましょう。

※例外として届出が不要な場合（以下1～3）もありますが、飼料安全法上の規制は受けま

- るのでご注意ください。
1. 販売を目的としない製造業者（自家配合農家など）
  2. 田において自ら生産した農産物を原料又は材料として飼料を製造する製造業者
  3. 自ら生産した農産物を飼料として販売する販売業者

## 千葉県内でPED発生(97例目)！

～発生概要～

- 発生農場：県北東部 肥育農場
- 飼養頭数：肥育豚 700頭
- 症状：肥育豚200頭で下痢、うち20頭で嘔吐



**野生動物の侵入対策、人・車両の出入対策、豚舎内へのウイルス侵入防止対策の再徹底をお願いします！**

家畜の異常を感じたら千葉県中央家畜保健衛生所まで  
TEL. 043-250-4141 (夜間・休日転送) FAX. 043-286-0090

# 家畜衛生だより

From 中央家保 養鶏用

中央家畜保健衛生所・中央動物防疫協議会  
〒262-0011 千葉市花見川区三角町656  
Tel: 043-250-4141 (夜間・休日対応)  
Fax: 043-286-0090  
(公社)千葉県畜産協会



## 安全な飼料は安全な畜産物の源です！

安全な畜産物を安定的に生産するために、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（以下、飼料安全法）」に基づき、飼料や飼料添加物を正しく使用しましょう。

飼料の使用又は飼料添加物を含む飼料の使用が原因となって、「有害畜産物が生産されること」、「家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されること」を防止するため、飼料安全法に基づき、飼料や飼料添加物の基準・規格が定められています。

- ①抗菌性飼料添加物を添加した飼料は、給与できる家畜の種類、成育段階や添加して良い量がきめ細かく定められています。対象家畜や使用上の注意等の表示をよく確認して給与しましょう！
- ②牛肉骨粉・血粉・血しょうたん白等が含まれるペットフードや肥料等は、家畜に給与できません。家畜の飼料に混入しないように注意しましょう！
- ③飼料及び飼料添加物の製造（販売・加工含む）・輸入・販売を業とする場合は、飼料安全法に基づく届出が必要です。飼料や飼料原料の調達先が必要な届出を行っているか、あらためて確認しましょう。

※例外として届出が不要な場合（以下1～3）もありますが、飼料安全法上の規制は受けま

1. 販売を目的としない製造業者（自家配合農家など）
2. 田において自ら生産した農産物を原料又は材料として飼料を製造する製造業者
3. 自ら生産した農産物を飼料として販売する販売業者

※本社が千葉県内に所在する飼料の製造・輸入・販売業者の各種届出先  
千葉県農林総合研究センター 検査業務課  
電話番号：043-291-1875

家畜の異常を感じたら千葉県中央家畜保健衛生所まで

TEL. 043-250-4141 (夜間・休日転送) FAX. 043-286-0090